令和６年度に石川県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

他の都道府県から石川県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

１　狩猟者登録申請書の提出先

〒920-0362　金沢市古府1丁目197番地　石川農林会館内
一般社団法人　石川県猟友会
電話　076(269)0076

２　提出書類

（１）　狩猟者登録申請書 ･･ １部
※複数種登録申請の場合でも申請書は1枚とする。

（２）　狩猟者登録を受けるために再交付を受けた狩猟免状又は一般社団法人である都道府県猟友会会長が狩猟免状を有することを証明した書面(当該年度発行したものに限る)。 ･･ １部

（３）　当該年度の一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書（3,000万円以上）、もしくは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書（3,000万円以上）または、資産に関する市町村長等が発行した証明書 ･･ １部

（４）　写真〔最近６カ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のライカ版(3.0×2.4cm)〕 ･･･ ２枚
※裏面に氏名、撮影年月日を必ず明記し、申請書に写真１枚を所定欄に貼付するほか、狩猟者登録証貼り付け用に写真１枚を提出すること。
また、狩猟免状に「眼鏡等使用」と記載されている方は、眼鏡等を使用して撮影した写真を添付すること（コンタクトレンズ使用者は申請書余白にその旨を記載）。

３　狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料等

（１）　狩猟税

ア 第一種銃猟 ･･･ １６，５００円
ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者、または扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 ･･ １１，０００円

イ 網猟免許又はわな猟免許 ･･････････････････････････････････････ ８，２００円
ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者、または扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 ･･ ５，５００円

ウ 第二種銃猟 ･･･ ５，５００円

石川県内の市町長が任命した対象鳥獣捕獲員である場合、もしくは、申請前１年以内に鳥獣保護管理法の捕獲許可を受けて石川県内で捕獲に従事した者は、通常その者が受ける税額が減免されます。

これらの狩猟税減免措置を受ける場合は、証明書等が必要となります。詳細は県庁

自然環境課（TEL.076-225-1477）までお問い合わせください。

（２） 狩猟者登録手数料　　　　　　　　　　　　　　１種類につき　　　　１，８００円

（例：網猟、わな猟、第一種銃猟の３種類の登録をする場合には、

１，８００円 ×３種類 ＝ ５，４００円）

（３） 郵 送 料

狩猟者登録証等の郵送料は、着払いとする。

（４） 税及び手数料等の納付方法

狩猟税、狩猟者登録手数料は、口座振込とする。

口座振込の場合

北國銀行	県庁支店
普通口座	１２４５６１
一般社団法人	石川県猟友会
会　　長	辻森　金市（ツジモリ　キンイチ）

４　受付期間

令和６年９月１３日（金）から受付を開始する。

なお、１０月４日（金）までに申請書が到着しないときは、１１月１日までに登録証の交付ができない場合がある。

５　その他

（１） 狩猟者登録証の当日交付は行わない。

（２） 申請書類が不備(記入もれ、証明印もれ、住所の相違等)のものは受理しないので十分注意すること。

（３） 申請書はできるだけ個人扱いを避け、猟友会で一括申請すること。
この場合、別記様式による送付書を付して送付すること。

（４） 申請人の連絡先(電話番号、携帯電話番号)は、平日の日中に連絡の取れる電話番号を必ず申請書に記入すること。

（５） 狩猟者登録を受けた者は、狩猟者登録証を有効期間が終了した日から３０日以内に自然環境課へ返納し、併せて、当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすること。

（別記様式）

令和　　　年　　月　　日

一般社団法人　石川県猟友会長　様

送付者

住　所（郵便番号）

氏　　名（代表者）

（連絡用電話番号）

狩猟者登録申請書送付書

送付番号	登録証の種類	氏　　名	狩　猟　税　　内　訳				備　　　考
			16,500円	11,000円	8,200円	5,500円	
計	件	人	円	円	円	円	
登録手数料	1件　　１，８００円　×　　　件 ＝　　　　円						
合　　計	円						